広島・沈没船（推定いろは丸）埋没地点遺跡

1 所在地　広島県福山市鞆町走島宇治島沖（瀬戸内海）
2 調査期間　第四次調査　二〇〇五年（平17）七月～八月
3 発掘機関　水中考古学研究所
4 調査担当者　吉崎　伸
5 遺跡の種類　水中遺跡（沈没船）
6 遺跡の年代　江戸時代末期
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本遺跡は福山市鞆町沖の海底に所在し、幕末の志士坂本龍馬の率いる海援隊の用船「いろは丸」と推定されている。

（岡山及び丸亀20万分の１）（×0.2）

いろは丸は、慶応三年（一八六七）四月一九日に長崎から大坂へ向けて出港した。しかし、瀬戸内備後灘の六島沖にさしかかった四月二三日の深夜、東方から対向してきた紀州藩の蒸気船明光丸と衝突し沈没した。この事件は「いろは丸事件」と呼ばれ、海難審判上著名な訴訟事件として知られている。いろは丸は本来伊予大洲藩の所有で、事故当時は海援隊が借用していたものである。元はイギリス製の蒸気船で、オランダ商人ボードインによって、薩摩藩を経由して大洲藩に売却された。船体の規模は、重量一六〇トン、三本マストを有し、四五馬力の蒸気機関を搭載していたとされている。

一九八八年、福山市鞆町の有志で結成された「鞆を愛する会」は、坂本龍馬のいろは丸を探査、引き揚げる計画を立案し、探査の結果鞆町の沖で一隻の沈没船を発見した。当初は町おこしのイベントとして企画された調査であったが、対象となる沈没船は歴史的遺産であり、埋蔵文化財として対応すべきであるとの判断に至り、水中考古学研究所（代表田辺昭三〈当時〉）に考古学的な調査を依頼した。

これを受けて水中考古学研究所では、一九八八年から八九年にかけて三次にわたる調査を実施した。その結果、鉄製の船体が残存していることを確認し、滑車などの船具や陶磁器類を引き揚げた。この調査では船名の確定には至らなかったが、船体の規模や引き揚げた遺物の出自・年代観から、沈没船がいろは丸である可能性が高いことが明らかとなった。

その後調査は中断されていたが、二〇〇五年に再開することとなり、再び水中考古学研究所が担当して第四次の調査を実施した。調査はこれまで未確認であった船尾の確認に重点を置き、船体後部を

中心として検出作業を実施した。その結果、船尾を検出し、これまでに確認していた船首部分と合わせて、船体の全容を明らかにすることができた。遺物としては、帆桁や肋材などの船材、滑車などの船具、ドアノブ・かんぬき・フックなどの内装品類、ゴング・機械部品などの機械類、食器・革靴などの日用品類、木箱・桶などの積み荷など多彩なものを引き揚げた。この第四次調査の成果は、いずれも記録に残るいろは丸のものと矛盾しておらず、この沈没船はいろは丸であると確定できる段階に至っている。

今回報告するのは、第四次調査で出土したかまぼこ状を呈する墨書木製品である。同様の木製品が長崎歴史文化博物館に所蔵されており、それには鮫皮が貼り付けてあることから、これは鮫皮を貼り付ける台座であることがわかった。鮫皮は江戸時代を通じて刀の柄や鞘などの材料として、主に東南アジア方面から輸入されており、沈没船に積荷として積載されていたものと考えている。

8　木簡の釈文・内容

(1)　「ハノ七十九番　(515)×110×12　061

(2)　「ハ〔ノカ〕□　(480)×114×10　061

(3)　七〔印四番カ〕□□□　(510)×125×12　061

(4)　■■■ククシ」　(480)×120×7　061

(5)　「　改　ヤ〔○カ〕□ククシ　□〔サカ〕印　(590)×120×10　061

(6)　「□　改」　618×(78)×14　061

(7)　□〔改カ〕□□　(345)×(85)×7　061

すべてスギ材で、いずれも完形品ではないが、復元すると全長六〇㎝幅一二㎝、中央部分がかまぼこ状に約五㎝ほど盛り上り、両端はほぼ平らなものになる。裏面は表面の形状に合わせて刳り抜かれており、墨書はいずれも台座の裏面に記されている。

(1)は片仮名と数字が記されており、製品番号と思われる。(2)も同じ内容と思われるが、初めの片仮名のみが残存し後半は判読できない。(3)はカギ型に数字の七が組み入れられた目印の後に番号が記されている。製品を取り扱った店の屋号及び製品番号と思われる。カギに七の屋号は播州の出身で五カ所商人（長崎・京都・大坂・堺・江戸の五カ所に居住し、貿易品の入札権をもつ落札商人）として知られる村上家が用いたものと同様であり注目される。(4)は片仮名と思われる小さい文字で何かを記し、それを棒線で抹消した上で、改めて右

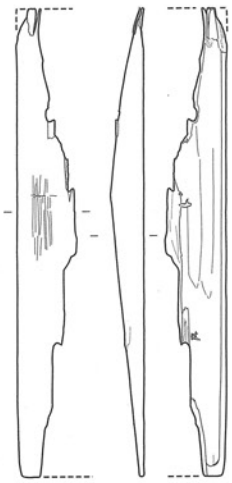

(6)

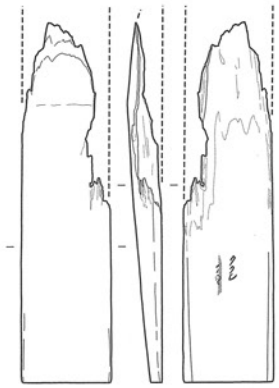

(4)

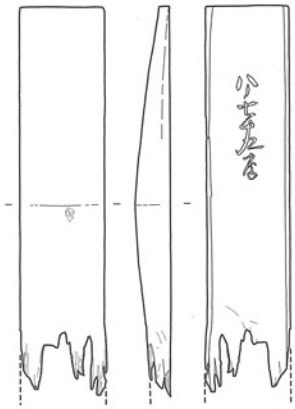

(1)

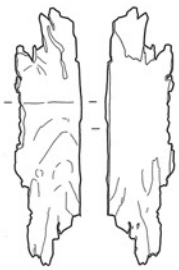

(7)

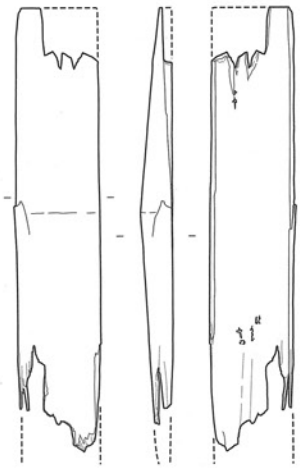

(5)

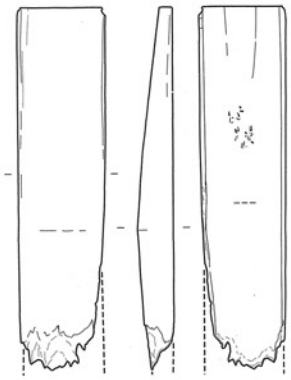

(2)

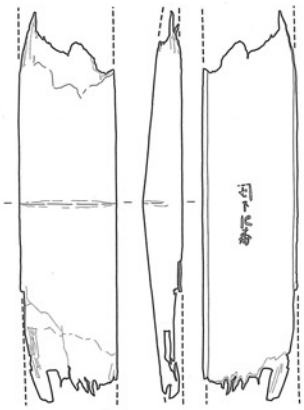

(3)

側に片仮名で「ククシ」と記されている。「ククシ」は括（くくす）の連用形が名詞化したもので、一括りという意味と思われる。台座数点が入れ子の状態で見つかっており、一〇枚程度が一括りに束ねられていたものと推測できる。(5)は上段に屋号と思われる目印、下段にはサインと思われる丸印が記されている。(6)(7)もほぼ同様のものと考えられる。

9　関係文献

水中考古学研究所『広島県　宇治島沖沈船（推定いろは丸）調査報告書』（一九九九年）

同『沈没船（一九世紀のイギリス船）埋没地点遺跡発掘調査報告―推定いろは丸―』（近刊予定）

（吉崎　伸〈(財)京都市埋蔵文化財研究所〉）

広島・安芸国分寺跡（あきこくぶんじ）

1　所在地　広島県東広島市西条町吉行字伽藍

2　調査期間　一　二〇〇四年（平16）四月～五月、二　二〇〇四年一一月～二〇〇五年一月

3　発掘機関　(財)東広島市教育文化振興事業団

4　調査担当者　渡邉昭人

5　遺跡の種類　寺院跡

6　遺跡の年代　八世紀中葉～一一世紀

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

史跡安芸国分寺跡は、広島県西部を占める古代安芸国のほぼ中央に位置し、西条盆地北側の段丘上に立地する。

第二三～二五次調査は、寺域の東端の確認を目的として行なった。第二三次調査区は、史跡指定地の外側にあたる。発掘調査の結果、古代の遺物は出土したが、寺域を区画する施設などは

（海田市・竹原）